# 地域医療保健に関する提言・要望

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

# 1. 医師確保対策について

(1)産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする深刻な医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制の構築等を着実に推進すること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 医学部定員の更なる増員等により、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、各種対策に係る十分な財政措置等実効ある措置を早急に講じること。
- (3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師の 計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財 政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化にあたっては、自治体病院に適切な配慮を行うこと。

- (4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。
  - また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等の創設や 医学部における「専門講座」の設置を促進するとともに、十分な財政措置 を講じること。
- (5) 看護師・助産師等の養成・確保を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。
- (6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等が継続して勤務できる環境 を整備すること。
- (7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう制度の改善を図ること。
- (8)医師に一定期間、地域医療従事を義務付けることについて検討すること。

## 2. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療 の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるととも に、廃止を余儀なくされている病院に対し、適切な措置を講じること。 また、病院事業債の所要額を確保し、償還期間の延長を図ること。
- (2) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。

また、病院の再編・統合に要する経費について、十分な財政措置を講じること。

- (3) 医療過疎が進む地域においても高度医療を受けることができるよう、中核病院を中心とした広域高度医療ネットワークの構築を促進すること。
- (4) 自治体病院の医師及び看護師の定員を一般職とは別枠とするよう、集中 改革プランに係る定員管理の適正化計画の見直しを行うこと。

### 3. 救急医療について

- (1) 小児救急医療をはじめとする救急医療や周産期の医療体制整備及び運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。 また、軽症患者の時間外受診への対応については、救急医療従事者の負担軽減を図るための措置を講じること。
- (2) 第三次医療機関・救命救急センターについて、ドクターへリの導入を促進し、救命救急医療体制を充実するとともに、財政措置の拡充を図ること。
- 4. がん対策の一層の充実を図るとともに、「がん対策基本計画」における受診率を達成できるよう、市町村が実施するがん検診事業に対する財政措置を講じること。

また、女性特有のがん検診事業については、平成22年度以降も継続すると ともに、必要な財政措置を講じること。

#### 5. 予防接種等について

- (1) 新型インフルエンザ対策について
  - ① 国において、感染者の発生状況等を適切に把握し、その情報を正確かつ迅速に公表するとともに、国・地方公共団体をはじめ関係機関におけ

る情報の共有化を図ること。また、国民に対しても、的確な情報提供及 び広報を迅速に行うこと。

② 国は、インフルエンザワクチンの確保及び優先接種対象者に対する接種機会の確保を確実に実施するとともに、接種について地域格差が生じることのないよう十分配慮し調整すること。

また、優先接種者以外の者についても、国の責任において確実に接種できるよう措置すること。

さらに、低所得者対策については、国の責任において確実に措置する こと。

- ③ ワクチン接種に伴う健康被害を極力防ぐため、引き続き当該接種の安全性や有効性を十分検証するとともに、その結果について、広く国民等に周知すること。
- ④ 発熱相談センター・発熱外来・緊急搬送機関確保などの医療提供体制の整備、医療機関や社会福祉施設等への損失補償制度の創設、影響を受ける事業者や観光関連産業への支援等については、国の責任において万全の対策を講じること。
- ⑤ 新型インフルエンザの感染予防及び拡大防止等のため、都市自治体が 実施する対策について、必要な支援策や十分な財政措置を講じること。
- (2)インフルエンザ菌 b型(Hib)及び肺炎球菌ワクチンの予防接種について、 早期に定期接種として位置付けるとともに、住民に対する普及啓発や接種 費用の軽減等について、必要な措置を講じること。
- (3) 医学的判断により生後 6ヶ月以降 1 歳に達するまでの期間に行われる B C G 接種について、定期接種として位置付けること。
- (4)日本脳炎接種の差し控えにより、法定の年齢から外れてしまう者について、接種が再開された際は定期接種として位置付けるとともに、当該接種費用について財政措置を講じること。
- (5)平成20年度から5年間の時限措置として実施されている麻しん予防接種について、十分な財政措置等を講じること。
- (6) 都市自治体が費用を負担する任意予防接種事業に対する財政措置を講じること。
- (7)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により保護された者に対する予防接種について、地域格差が生じないよう適切な措置を

講じること。

6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、すでに実施している各種医療助成について、財政措置を講じること。

- 7. 寡婦の医療費について、軽減策を講じること。
- 8. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。
- 9. 保険適用外の不妊治療のうち、人工授精及び既に助成制度のある特定不妊治療を保険適用とするとともに、治療が受診しやすくなる対策を講じること。
- 10. 母子保健衛生費及び小児慢性特定疾患治療研究費に対し、必要な財政措置を講じること。